

発達障害かどうかの診断を受けたいとき（18歳以上の方）

発達障害の診断が可能な医療機関は限られています。受診先を探す際には、静岡県が公表している「発達障害を診療可能な医療機関に関する情報」が参考になります。

発達障害と同様の特徴があっても、他の要因により生じている場合があります。また、発達障害は、他の精神疾患と併存することもあります。

■ 初診の予約について

多くの場合、精神科・心療内科の診察は予約制です（一部の医療機関を除く）。受診を希望するときには、それぞれの医療機関の定める方法で、初診の予約をする必要があります。

予約の際に聞かれること（例）

- ・ 氏名
- ・ 年齢（生年月日）
- ・ 症状（気分、睡眠、食欲、人間関係など困っていること）
- ・ 過去の精神科医療機関受診歴 など

※別の精神科系医療機関を受診中の場合、紹介状（診療情報提供書）を求められることがあります。

予約までの期間について

現在、発達障害を診療可能な多くの精神科・心療内科の予約がとりにくくなっています。予約日が、1か月以上先になることもあります。

■ 受診に向けた準備

伝えたいことや知りたいことをまとめたメモ（A4用紙1ページ以内）

診察の時間内に効率的に相談するために、医師に伝えたいことや知りたいことを紙にまとめて持参する方もいます。診察中に確認しやすいように、箇条書きでまとめておくとよいでしょう。

幼少期の発達についての情報（可能であれば）

幼少期の発達に関する情報は、重要な情報のひとつです。幼少期の様子を知っている家族がいる場合、受診に同行してもらえるかどうか確認しておくといよいでしょう。同行が難しい場合でも、乳幼児健診での指摘の有無や、園・学校での様子などを聞いておく参考になります。

■ 初診日を迎えたら

医療機関に到着する時間

予約時間の 10～15 分程度前には到着するようにしましょう。予約時間に遅れてしまうと、待ち時間がのびたり、その日の診察ができなくなることがあります。

※予約制であっても、多少の待ち時間が生じるのが一般的です。

もちもの

<必須>

- 健康保険証
- 予約時に医療機関から指定されたもの

<持っている方>

- 紹介状（診療情報提供書）
- おくすり手帳
- 発達の様子ที่わかるもの（過去の心理検査の結果、母子手帳など）
- 障害者手帳（療育手帳、精神障害者保健福祉手帳等）

<必要な方>

- 伝えたいことや知りたいことをまとめたメモ（A4用紙1枚以内）